



《会計・税務の知識》平成28年以降の個人税制

はじめに 個人に対して課される税金の規定は、毎年改正が行われます。今回は、平成28年から変更される主な規定について、平成27年の規定と比較してご紹介します。

平成28年からの主な改正点はおおむね以下のとおりです。但し、例外的な取扱いもありますので十分ご留意ください。なお、表中の税率は所得税、復興特別所得税及び住民税の合計を表しています。

項 目		平成27年	平成28年	
所得税	金融所得	特定公社債等（国債、地方債、公募公社債等） ①利子所得 ②譲渡損益 ③償還損益	①源泉分離課税（20.315%） ②非課税 ③総合課税（雑所得）	①申告分離課税（20.315%） ②申告分離課税（20.315%） ③申告分離課税（20.315%）
		一般公社債等（特定公社債以外の公社債等） ①利子所得 ②譲渡損益 ③償還損益	①源泉分離課税（20.315%） ②非課税 ③総合課税（雑所得）	①源泉分離課税（20.315%） ②申告分離課税（20.315%） ③申告分離課税（20.315%）
		同族会社発行の私募債（その会社の株主等が支払を受けるもの） ①利子所得 ②譲渡損益 ③償還損益	①源泉分離課税（20.315%） ②非課税 ③総合課税（雑所得）	①総合課税（利子所得） ②申告分離課税（20.315%） ③総合課税（雑所得）
	譲渡損益の損益通算 ①上場株式等 （いずれの年も、通算しても控除しきれない譲渡損失は翌年以後3年間繰越可能） ②非上場株式等	①上場株式等の配当所得、譲渡損益、非上場株式等の譲渡損益と通算可能 ②上場株式等の配当所得、譲渡損益、非上場株式等の譲渡損益と通算可能	①上場株式等及び特定公社債等の配当所得、利子所得、譲渡損益、償還損益と通算可能 ②非上場株式等及び一般公社債等の譲渡損益、償還損益と通算可能	
	少額投資非課税制度の年間投資額上限 ①NISA ②ジュニアNISA	①100万円 ②—（制度なし）	①120万円 ②80万円（平成28年4月から）	
	所得控除	給与所得控除 ①控除上限額（対象給与等収入額）	①245万円（1,500万円超）	①230万円（1,200万円超）
扶養控除、配偶者控除、障害者控除、配偶者特別控除 ①国外居住親族		①給与、公的年金等の支払者に扶養控除申告書等を提出	①給与、公的年金等の支払者に扶養控除申告書等とともに親族関係書類、送金関係書類を提出。確定申告により適用を受ける場合は確定申告書に添付	
贈与税	非課税 住宅取得資金の贈与税の非課税限度額 ①省エネ等住宅 ②①以外の住宅 括弧内は平成28年10月1日以降の契約締結で、対価に含まれる消費税の税率が10%の場合	①1,500万円 ②1,000万円	①1,200万円（3,000万円） ②700万円（2,500万円）	

おわりに 紙面の都合上、詳細は説明はできませんでしたが、今後のタックス・プランの一助になれば幸いです。（担当：山田（章））